議案第６号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年２月26日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正並びに国民健康保険税額の改正による受益者負担の適正化及び国民健康保険の安定的な運営を図るため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「58万円」を「61万円」に改める。
第３条第１項中「 100分の6.93」を「 100分の6.68」に改める。
第５条中「28,000円」を「27,200円」に改める。
第６条第１号中「19,700円」を「19,200円」に改め、同条第２号中「 9,850円」を「 9,600円」に改め、同条第３号中「14,775円」を「14,400円」に改める。
第７条中「 100分の2.33」を「 100分の2.51」に改める。
第９条中「 9,500円」を「10,200円」に改める。
第10条第１号中「 6,700円」を「 7,200円」に改め、同条第２号中「 3,350円」を「 3,600円」に改め、同条第３号中「 5,025円」を「 5,400円」に改める。
第11条中「 100分の2.30」を「 100分の2.48」に改める。
第13条中「12,000円」を「13,000円」に改める。
第14条中「 5,600円」を「 6,100円」に改める。
第28条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第１号中「19,600円」を「19,040円」に、「13,790円」を「13,440円」に、「 6,895円」を「 6,720円」に、「10,342円」を「10,080円」に、「 6,650円」を「 7,140円」に、「 4,690円」を「 5,040円」に、「 2,345円」を「 2,520円」に、「 3,517円」を「 3,780円」に、「 8,400円」を「 9,100円」に、「 3,920円」を「 4,270円」に改め、同条第２号中「 275,000円」を「28万円」に、「14,000円」を「13,600円」に、「 9,850円」を「 9,600円」に、「 4,925円」を「 4,800円」に、「 7,387円」を「 7,200円」に、「 4,750円」を「 5,100円」に、「 3,350円」を「 3,600円」に、「 1,675円」を「 1,800円」に、「 2,512円」を「 2,700円」に、「 6,000円」を「 6,500円」に、「 2,800円」を「 3,050円」に改め、同条第３号中「50万円」を「51万円」に、「 5,600円」を「 5,440円」に、「 3,940円」を「 3,840円」に、「 1,970円」を「 1,920円」に、「 2,955円」を「 2,880円」に、「 1,900円」を「 2,040円」に、「 1,340円」を「 1,440円」に、「 670円」を「 720円」に、「 1,005円」を「 1,080円」に、「 2,400円」を「 2,600円」に、「 1,120円」を「 1,220円」に改める。
第29条第２号中「同法第３条第１項」を「同法第３条第２項」に、

「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 157号）に基づく」を「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）の規定による」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の西脇市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。